

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドラインの制定について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、一時的な建設需要の増大に対応するため、2020年度までの緊急かつ時限的な措置として、国内での人材確保に最大限努めることを基本とした上で、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図ることが平成26年4月4日の「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置を検討する閣僚会議」において取りまとめられました。

これを受け、外国人建設就労者受入事業の適正かつ円滑な実施を図ることを目的として、その具体的な内容を定める「外国人建設就労者受入事業に関する告示」が定められたところです。

また、工事現場における外国人建設就労者の受入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するため、施工体制台帳の記載事項及び再下請通知書の記載事項に外国人建設就労者の従事状況を追加することとを内容とする建設業法施行規則の改正が行われました。

上記規則の改正に関連して、外国人建設就労者受入事業について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にすることにより、外国人建設就労者受入事業の適性かつ円滑な実施を図るため、「外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」を制定した旨、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より別添のとおり連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。